

2020年核セキュリティ国際会議閣僚宣言（仮訳）

令和2年2月10日

1 我々、国際原子力機関（IAEA）加盟国の閣僚は、核セキュリティに関する国際会議「取組の維持と強化」に集まり、全ての核物質その他放射性物質及びそれらの施設の効果的かつ包括的な核セキュリティを維持し、強化すると我々のコミットメントを改めて表明する。

2 我々は、国内における核セキュリティについての責任は、それぞれの国家的及び国際的な義務に従って全て当該国が負うことを改めて表明する。

3 我々は、既存の及び新たな核セキュリティ上の脅威を引き続き懸念し、これらの脅威に対処することにコミットする。

4 我々は、核セキュリティ対策が、原子力応用の平和的利用についての公共の信頼を高め得ることを認める。また、我々は原子力応用が加盟国の持続可能な発展に寄与することも認めるものであり、我々は、核セキュリティを強化するための措置が原子力応用の平和的利用の分野における国際協力を妨げないことを確保すべきである。

5 我々は、核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用という共通の目標を再確認し、核セキュリティが国際的な平和及び安全保障に寄与することを認識し、並びに核軍縮の進展が非常に必要とされており、加盟国の関連する義務及びコミットメントに従って全ての関連するフォーラムで引き続き対処されることを強調する。

6 我々は、要請に基づいて、ガイダンスの作成、助言の提供及びキャパシティビルディング等を通じ、加盟国が効果的で持続可能な自国の核セキュリティ体制を確立し、改善することを支援するIAEAの活動を支持し、このため核セキュリティを強化するための国際協力の促進及び調整におけるIAEAの中心的役割並びに適当な場合には地域的活動の促進におけるIAEAの役割を支持する。

7 我々は、防護が核セキュリティにおいて鍵となる要素であることを認識し、加盟国にとって重要な関連分野（予防、検知及び対応を含む。）におけるIAEAによる支援の一層の展開を支持する。

8 我々は、加盟国に対し、核物質その他放射性物質及びそれらの施設の防護の

確保を含む（しかしこれに限定されない）核セキュリティの改善に寄与する脅威緩和及びリスク低減の措置を国内法に従って実施するよう奨励する。

9 我々は、核セキュリティ確保のために特別の注意を要する高濃縮ウラン及び分離プルトニウムを何らかの形で使用するために保有している全ての加盟国に対し、これらの物質が当該国によって及びその国内において適切に保全され、及び計量されるよう確保することを求めるとともに、加盟国に対し、技術的及び経済的に実行可能な場合には、高濃縮ウランの民生用の在庫量を、任意に、さらに最小限にすることを奨励する。

10 我々は、原子力関連施設におけるコンピューターセキュリティに対する及びサイバー攻撃からの脅威並びに核物質及び放射性物質の使用、貯蔵及び輸送を含む原子力関連施設に関連する活動に対する脅威を認識するとともに、加盟国に対し、機微な情報及びコンピューターシステムの保護を強化するよう求め、また、IAEAに対し、この関連で、国際協力を促進し、要請に基づいて加盟国を支援するよう奨励する。

11 我々は、核物質の防護に関する条約（CPPNM）及びその改正の締約国がこれらの普遍化及び履行を促進し続けることの重要性を再確認し、2021年の会議に期待している。また、我々は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（ICSANT）等の他の関連する国際的な法的文書の重要性についても再確認する。

12 我々は、放射線源の安全及びセキュリティに関する行動規範及びその補完的なガイダンス文書の目的に沿って、放射線源のライフサイクルを通じて、効果的なセキュリティを維持することにコミットする。

13 我々は、IAEAに対し、適当な場合には、核セキュリティと原子力安全との接続（インターフェース）に取り組むための調整プロセスを加盟国と緊密に協力して継続的に促進することを奨励する。

14 我々は、核物質その他放射性物質の不正取引と戦うこと、また、それらの物質が非国家主体によって悪意ある目的のために使用され得ないことを確保することへのコミットメントを改めて表明するとともに、加盟国に対し、関連する経路及びデータベースを通じたものを含め、任意に、関連する情報の共有を継続することを奨励する。データベースに通知を提供する国は、その情報の正確性、客観性及び純粋に技術的な性質について責任を有する。

15 我々は、特に教育及び訓練の機会の提供を通じた核セキュリティ文化及

び内部脅威の緩和を強化するための I A E A 及び加盟国の取組を支持し、これに関連して、規制機関及び産業界を始めとする他の関連する団体の貢献に留意する。

16 我々は、加盟国に対し、任意に、I A E A の核セキュリティに関する助言の提供及びピア・レビューを利用し、これらに貢献することを奨励する。

17 我々は、加盟国に対し、機微な情報及び秘密の情報の保全を十分に考慮した上で、適当な場合には、専門家の派遣、自国の知見、ベストプラクティス及び得られた教訓の共有並びに最近の成功例の強調によって、I A E A の核セキュリティ活動を支援し、これに貢献するよう求める。

18 我々は、核セキュリティ基金は核セキュリティの分野における I A E A の活動にとって重要な手段であると認識する。我々は、I A E A が核セキュリティにおける活動を実施し、及び要請に基づいて加盟国に必要な支援を提供するために適当な場合には、任意に、核セキュリティ基金への資金並びに技術的及び人的資源を引き続き提供する。

19 我々は、I A E A の核セキュリティ活動の文脈で、地理的多様性及び男女平等を促進することにコミットするとともに、加盟国に対し、教育及び訓練への平等なアクセスの確保を含め、自国の安全保障制度において包摂的な労働力を確立することを奨励する。

20 我々は、I A E A 事務局及び加盟国に対し、適当な場合にはこの会議の議事録も考慮しつつ、I A E A の 2022 年から 2025 年までの核セキュリティ計画の作成に際する事務局と加盟国との間の協議の過程においてこの閣僚宣言を考慮に入れることを求める。

21 我々は、I A E A に対し、I A E A の核セキュリティ活動に関して加盟国とのコミュニケーションを引き続き改善し、核及び放射性物質のセキュリティ技術の選択肢に関する技術的及び科学的な情報の交換を円滑にすることを求める。

22 我々は、I A E A に対し、核セキュリティに関する国際会議を引き続き 4 年毎に行うことを求めるとともに、全ての加盟国に対し、閣僚のレベルで参加するよう奨励する。

(了)